

## 令和7年度第1回ネットワーク推進会議における主な意見等への対応について

区分	構成員 (敬称略)	意見等	対応 (予定も含む。)
市長申立てに係る受任者調整について	門田 ・ 松本	市長申立ての事案全てについて、選任された専門職後見人に対し、市民後見人について案内するチラシを送付するという方法でもよいのではないか。	市民後見人の増加に向けて、より広く専門職に広報できるように、報酬助成の申請を受け、決定する際に決定通知書に案内チラシ（参考資料2）を同封して送付することとする。
	坂原	スピード感を求めるのであれば、三士会等が参加する受任者調整会議を開催する方が効果的だと思うため、検討をお願いしたい。	議題(3)にて説明
	手島	そもそも政令市としての広島市が中核機関の機能をどうしていくのか時間をとって議論した方が良い。西区や安佐南区などは規模も大きいいため、区役所で一つの市のように完結する仕組みが必要だと思う。	現在国において、中核機関の位置付け等について、社会福祉法の改正を含めた検討が進められているところであることから、その結果を注視している。
広島市成年後見等報酬助成対象者の拡大について	井上	報酬助成制度をまだ知らない地域包括支援センターの職員もいると思われるため、もっと広報してほしい。	隔年で成年後見制度のパンフレットを関係機関に配布しており、今回は令和8年4月頃を予定している。本パンフレットを活用して、改めて周知を図りたい。

## 市長申立てに係る受任者調整を含む専門職相談体制の構築について

令和7年度第1回会議では、将来的に市民後見人が受任できそうな市長申立て事案について受任者調整を行う案を提案したが、後見人等の選任手続の迅速性を確保しつつ、事案に即した受任者調整を実現するために市長申立ての検討に当たって、新たに受任者調整を含めた相談を専門職に対して行える仕組みを構築したいと考えている。

まずは、区の事務負担等も考慮し、試行的に簡易な取組から始めることとし、**区の担当者が専門職に随時相談できる体制を整えたい。**

については、具体的な相談方法として、三士会（弁護士会・司法書士会（リーガルサポート）・社会福祉士会）に無償での協力を要請した上で、御協力いただける範囲で実施することとする。

### ▶ 市長申立てまでの流れ（試行的取組）



※ できるだけ早い段階で、各区が抱えるケースごとの課題整理や支援方針の検討に当たり、御協力いただける範囲で各士会と必要に応じて相談できるようにしたいと考えている。

## 広島市市民後見人養成事業の実施状況について

### (1) 市民後見人候補者バンク登録状況（R7.7月末時点）

区 分	平成29年度 (第1期生)	平成31年度 (第2期生)	令和3年度 (第3期生)	令和5年度 (第4期生)	合計
広島市市民後見人候補者 バンク登録者数	11	18	3	11	43
「かけはし」生活支援員（※1）	9	17	3	11	40
支援員未登録者数	2	1	0	0	3
「こうけん」後見支援員（※2）	0	0	0	0	0
市民後見人（市社協との複数後見）	1	1	0	0	2
市民後見人（専門職との複数後見）	0	0	1	0	1
市民後見人（単独受任）	0	0	0	0	0

※1 広島市市民後見人候補者バンク登録者のうち、権利擁護活動希望者を登録している。

※2 広島市市民後見人候補者バンク登録者のうち、法人後見の支援員として活動する者をいう。

### (2) 令和7年度広島市市民後見人養成研修について

令和7年6月13日に実施した令和7年度広島市市民後見人養成研修事前説明会では、44名が参加し、実際にレポートの提出があった者は19名。

現在、そのうち14名が基礎研修を受講予定である。

## 広島市市民後見人の活動状況について

(R7.7.31時点)	本人	活動期間	現在の状況	単独受任に向けた今後の展望など
市民後見人A (70代/男性)	80代 / 男性 【後見】	① 複数後見（法人） R3.1～現在 （4年6か月） ② 単独後見 —	定期的に本人を訪問して面談し、施設職員に本人状況等を確認している。また入所費用等の支払いや行政への手続等行っている。	市民後見人は体調に不安があり、当面は複数後見を継続する予定。
市民後見人B (60代/女性)	90代 / 女性 【後見】	① 複数後見（法人） R5.4～R7.4 （2年） ② 単独後見 —	R7年1月に本人死亡。死後事務等対応し、R7年6月に後見終了。	—
市民後見人C (50代/女性)	70代 / 男性 【後見】	① 複数後見（専門職） R6.10～現在 （0年8か月） ② 単独後見 専門職後見人が辞任 次第開始予定。	定期的に本人を訪問して面談し、施設職員に本人状況等を確認している。また入所費用等の支払いや行政への手続等行っている。	後見事務が適切に行えており、単独受任に向けての市民後見人の意欲も高いことから、専門職後見人の辞任を検討している。
市民後見人D (60代/女性)	90代 / 女性 【保佐】	① 複数後見（法人） R7.6～現在 （0年0か月） ② 単独後見 —	選任後、本人との顔合わせを行い、本人訪問を開始した。	本人の受け入れもよく良好な関係性が築けつつある。今後は順次、銀行や行政関係手続を行う。

## 専門職後見人と市民後見人の複数後見について

### 1 概要

現在、本市の市民後見人は広島市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）との複数後見という形で、市民後見人候補者バンク登録者41名のうち4名が広島家庭裁判所から選任され後見活動を行っている。

市民後見人は、地域住民としての目線を持ち、本人の代弁者として成年被後見人等により身近できめ細やかな支援ができるという強みがあり、後見事務等の担い手として期待されていることから、近い将来、市民後見人が単独で受任できるよう取り組む必要がある。

また、市民後見人の単独受任の実現には、成年後見人等としての活動実績を積み重ねることが重要であるため、本人の利益を最優先に考え、市民後見人の受任が適切だと判断されるケースについては、市民後見人の受任に向けて積極的に受任者調整を行っていく必要がある。

しかしながら、現在、市民後見人の受任者調整の対象は、市社協が法人として受任している16ケースにとどまっていることから、41名のバンク登録者全員を受任者調整することは困難であり、養成研修を修了し、成年後見に一定の知識を身に付けた人材の適切な活用も進まない状況が続いている。

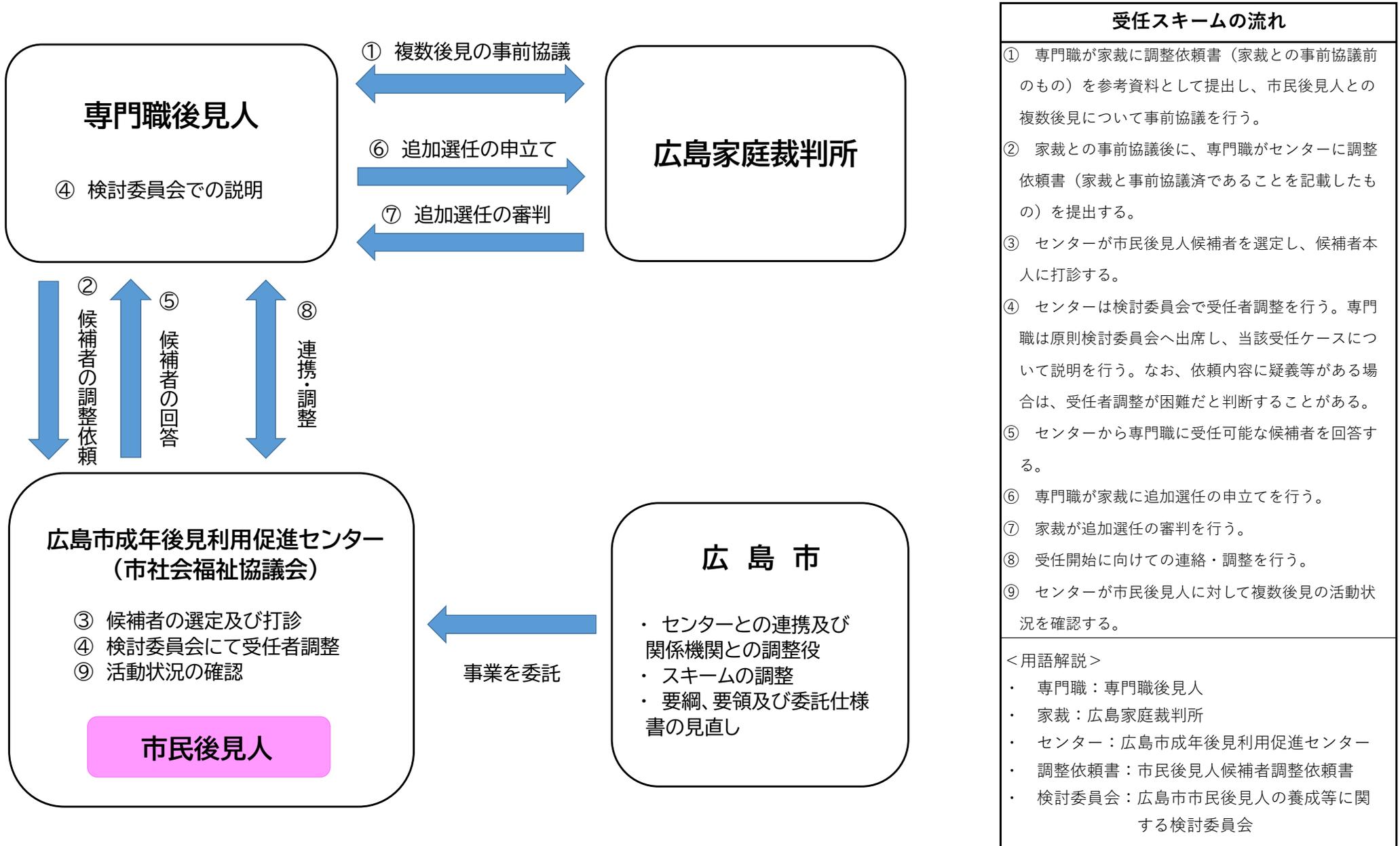
このため、今後は市民後見人の受任者調整の対象を専門職後見人の受任ケースにも拡大し、専門職後見人が受任しているケースのうち、本人の利益等を考慮した結果、市民後見人の受任が適切だと判断されるケースに対しても、受任者調整を行うこととする。

### 2 専門職後見人と市民後見人の複数後見

専門職後見人、広島市成年後見利用促進センター、広島家庭裁判所、広島市市民後見人の養成等に関する検討委員会などの各関係機関が共通認識を持って市民後見人の受任者調整等を行えるよう、専門職後見人と市民後見人の複数後見に係る市民後見人の受任基準及び受任スキームを設ける。

- (1) 専門職後見人と市民後見人の複数後見に係る市民後見人の受任基準について別紙1のとおり。
- (2) 専門職後見人と市民後見人の複数後見に係る受任スキームについて別紙2のとおり。

# 専門職後見人と市民後見人の複数後見に係る受任スキーム



## 専門職後見人と市民後見人の複数後見に係る市民後見人の受任基準

専門職後見人が受任しているケースに市民後見人を追加選任するに当たって、次のとおり市民後見人の受任基準を設ける。

### 1 必須とする基準

1	<p>成年被後見人等（本人）への説明と意思確認を行っていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の判断能力に関わらず意思決定支援を基本とした説明を行う。</li> <li>・意思の表明が可能であれば、本人が市民後見人の追加選任や将来的に成年後見人等の交代があることに拒否がない。</li> </ul>
2	<p>親族や関係者への説明を行い、反対されていないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キーパーソンとなる親族や関係者に対して、市民後見人の追加選任や将来的に成年後見人等の交代があることを説明し反対されていない。</li> </ul>
3	<p>第三者や親族間の対立、訴訟の係属等の紛争性がないこと。</p>
4	<p>本人の生活状況・心身状態・支援内容が落ち着いていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待や緊急的な対応の必要がない。</li> <li>・収支状況が安定しており、今後の生活が問題なく送れる見込みがある。</li> <li>・本人に自傷・他害行為（暴力や暴言等）がない。</li> <li>・身上保護を中心とした支援である。</li> <li>・医療同意に協力可能な親族と連絡がとれる、または終末期医療等に関する本人の意向が確認できている。</li> </ul>

### 2 必須とはしないが重視する基準

1	<p>成年後見類型を原則とするが、保佐、補助類型の場合は本人の心身状態、生活状況、必要とされる支援内容等から市民後見人での対応が可能なこと。</p>
2	<p>高度な専門性を必要としないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資産1, 200万円以下かつ後見支援信託の利用がないことを原則とする。</li> <li>・預貯金、保険以外の金融資産（株、債券、信託、小切手等）がない、または保持していても現金化の必要がない。</li> <li>・不動産処分や高額な動産処分がないこと。ある場合は複数後見の期間中に完了見込みであること。</li> <li>・本人が相続人となる相続があれば完了している又は複数後見の期間中に完了見込みであること。</li> <li>・終了時に財産等の引き渡し可能な相続人と連絡可能な状態であること。</li> </ul>
3	<p>居所が安定していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近い将来に転居の必要がない、または転居の必要があれば複数後見の期間中に転居が完了し、居所が安定する見込みであること。</li> </ul>

#### 【留意事項】

この受任基準を満たしたケースについて、専門職後見人から広島市成年後見利用促進センターに市民後見人候補者の調整依頼がなされたとしても、必ずしも受任可能な候補者を回答できるとは限らない。

## 広島県市民後見人養成研修について

### 概要

広島県は、県内で市民後見人養成研修に取り組んでいる自治体が2割弱にとどまっていることから、県内全ての圏域で市民後見人が養成されるよう、市町への養成関係の補助金を当初の予定どおり廃止する（経過措置あり）一方で、令和8年度からは県において市民後見人養成研修（次表参照）を実施する予定であり、県の研修修了者が、その居住市町において権利擁護支援活動を行うことができる体制を構築するよう各市町に協力を求めている。

一方、本市では既に市民後見人を養成するための研修を次表のとおり実施しており、市民後見人も誕生している状況にある中、こうした状況を踏まえ、県の研修を利用すべきか検討が必要な状況にある。

(県と市の研修比較表)	広島県	広島市（現行）
対象者	18歳以上	69歳以下、申込レポート合格者、その他要件あり
実施方法	座学：オンデマンド配信（市民後見人養成のための基本カリキュラム） グループワーク：オンライン又は対面	すべて対面 （市民後見人養成のための基本カリキュラム+本市独自の研修）

### 本市の対応方針（案）

**R8年度から県の研修を利用することとするが、これまでの市の養成研修修了者と同等の知識・技能を身につけてもらうため、市独自の研修も引き続き実施する。**

なお、養成研修の受講者の受付は、各市町が担当する予定であり、その際には、県の研修と本市独自の研修の両方を受講するグループ（A）と県の研修のみ受講するグループ（B）に分かれることが想定される。Aは、広島市市民後見人候補者バンク（以下「バンク」という。）の登録の対象とする。

